

## 平成27年4月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

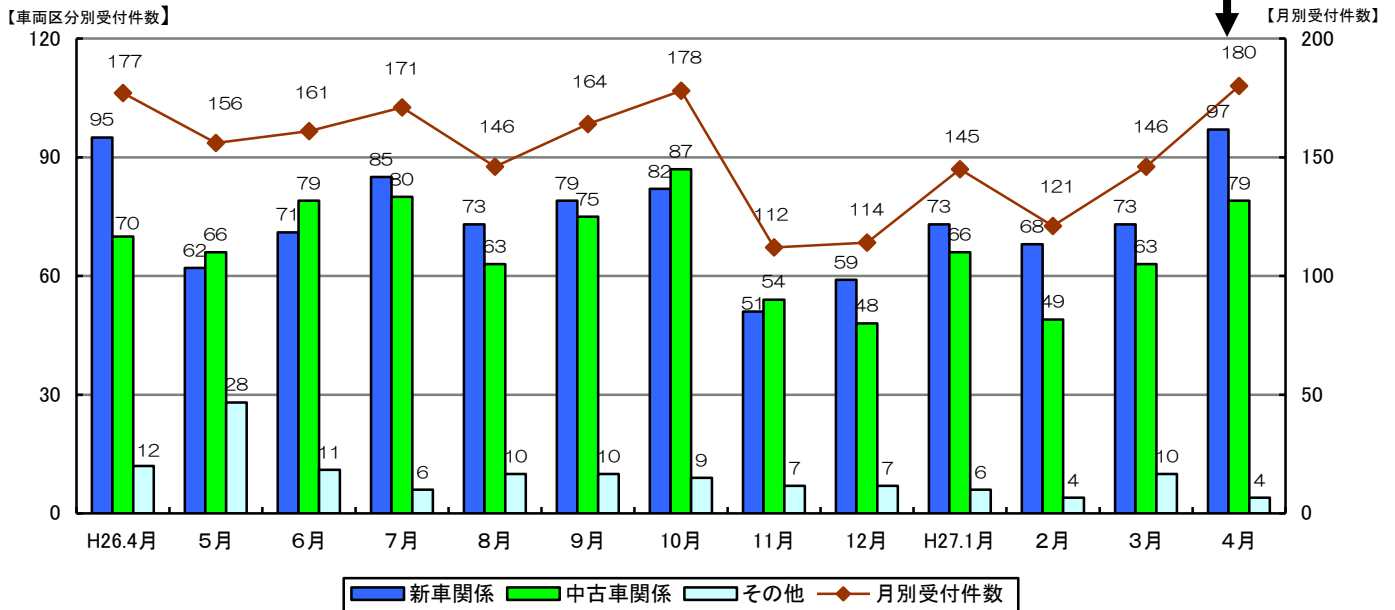
4月度の相談受付件数は計180件で、前月度と比較すると34件増、対前年同月比では、全体の相談受付件数は3件増（新車関係2件増、中古車関係9件増）であり、ほぼ同件数でした。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約56%を占めています。

【相談者の内訳・平成27年4月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	97	79	4	180
広告代理店等	31	12	2	45
メーカー系ディーラー	42	13	0	55
自動車関係団体	9	14	1	24
中古車専門店	0	23	1	24
中古車情報誌社	0	10	0	10
メーカー	11	4	0	15
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	4	3	0	7

【相談受付件数の推移・平成26年4月～平成27年4月】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』や『特定事項』に関する問い合わせが多く、その内容としては、複数ディーラーによる共同広告における販売価格の表示方法や、残価設定ローンを表示する場合の月々の支払額のみでの表示の可否、ローン終了時の条件の表示方法等に関する相談等でした。また、燃費やASV技術について、説明表示の文字の大きさや表示位置等の表示方法に関する相談が寄せられました。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	69	71.1%	その他	6	6.2%
景品関係	22	22.7%	合計	97	100%

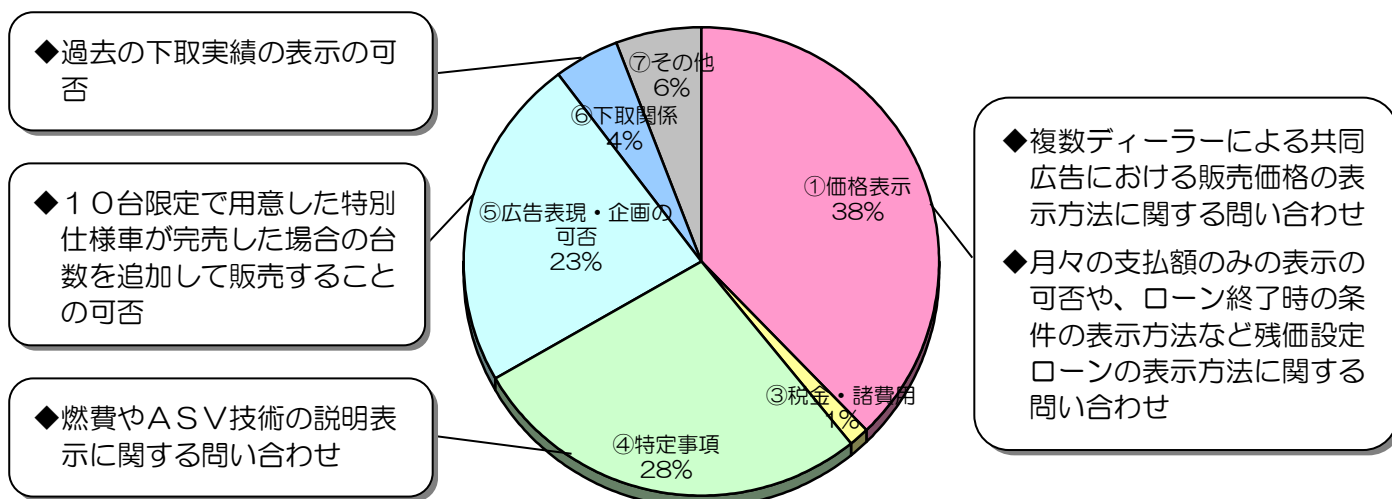
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	26	37.7%	④特定事項	19	27.5%
表示方法	10	14.5%	燃費	6	8.7%
付属品・特別仕様	5	7.2%	安全・環境（ASV技術）	7	10.1%
値引き表示	2	2.9%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	0	0.0%	特別仕様・限定	3	4.3%
割賦・リース	9	13.0%	その他（ランキング等）	3	4.3%
その他	0	0.0%	⑤広告表現・企画の可否	16	23.2%
②特定用語	0	0.0%	広告表現の可否	7	10.1%
新発売等	0	0.0%	企画の可否	3	4.3%
その他	0	0.0%	抽象的な問い合わせ	6	8.7%
③税金・諸費用	1	1.4%	⑥下取関係	3	4.3%
税金	1	1.4%	⑦その他（エコ減税等）	4	5.8%
諸費用・その他	0	0.0%	合計	69	100%

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	8	36.4%	オープン懸賞	4	18.2%
一般懸賞（抽選等）	7	31.8%	その他（期間延長等）	3	13.6%
			合計	22	100%

### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例

Q. 同系列のディーラー3社で実施する合同フェアのチラシ広告を作成したいのですが、3社それぞれの販売価格を表示しなければいけないのですか？

A. 複数のディーラーが共同広告を作成する場合、各ディーラーの販売価格を表示することが困難なときは、一つのディーラーの販売価格を例示して表示することができます。その場合、「販売価格の一例である」旨及び「当該ディーラーの販売店名」等を表示するとともに、その表示した販売価格が、他のディーラーの販売価格を拘束するものではないことを明確にするため、「販売価格は各ディーラーが独自に定めているので、各ディーラーに尋ねられたい」旨の付記説明を明瞭に表示して下さい。

[\[ディーラーの共同広告における販売価格の表示方法についてはこちらをご参照下さい\]](#)

Q. 4/25～5/10のキャンペーン期間に、10台限定でナビ付特別仕様車を特別価格にて先着順で販売する旨を広告したところ、4/29までに全て成約となりました。残りの期間に販売することができないとお客様から苦情等が来るかもしれないので、更に10台追加して同価格にて販売したいのですが、問題ありませんか？

A. 台数を限定して販売する旨を表示した場合、表示した内容どおりに実施する必要があります。

『10台限定で特別価格にて販売する』旨の表示を見たお客様は、ナビ付特別仕様車を10台に限り特別価格で購入できると認識し、また、販売店の営業スタッフも、その旨をことさら強調し購入を勧めるものと考えられます。このような状況を踏まえると、『ナビ付特別仕様車を10台限定で特別価格にて販売する』旨を表示しながら台数を追加することは、当初の10台限定で販売する旨の広告を見て購入したお客様にとっては事実と異なる表示となり、不当表示に該当するおそれがあります。

Q. 下取車の在庫促進キャンペーンを実施するにあたり、チラシ広告に当店における過去の下取り実績の一例として、下取車両の年式と走行距離数を表示した上で、下取価格を表示したいのですが、問題ないですか？

A. 下取車の価格は、年式や走行距離だけでなく、修復歴の有無、内外装やエンジン、ミッション等の機関の状態、装備品の有無、車検残存期間等、1台毎に異なります。そのため、年式や走行距離数と併せて下取実績価格を表示することは、たとえ事実に基づくものであったとしても、当該下取実績価格が同年式、同走行距離数の中でも程度や品質の良い車両のものであった場合、程度や品質の劣るなど車両の状態に関係なく、同年式、同走行距離数の車両であれば、表示された下取実績価格で下取りしてもらえるかのように誤認されるおそれがあり、トラブル未然防止の観点からも慎む必要があります。

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』や『必要表示事項』に関する問い合わせが多く、その内容としては、残価設定ローンの表示方法に関する相談や、レンタカーとして使用された中古車の使用歴の表示の省略の可否、走行メーター交換歴車の走行距離数の表示方法等に関する相談が寄せられました。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	52	65.8%	その他	19	24.1%
景品関係	8	10.1%	合計	79	100%

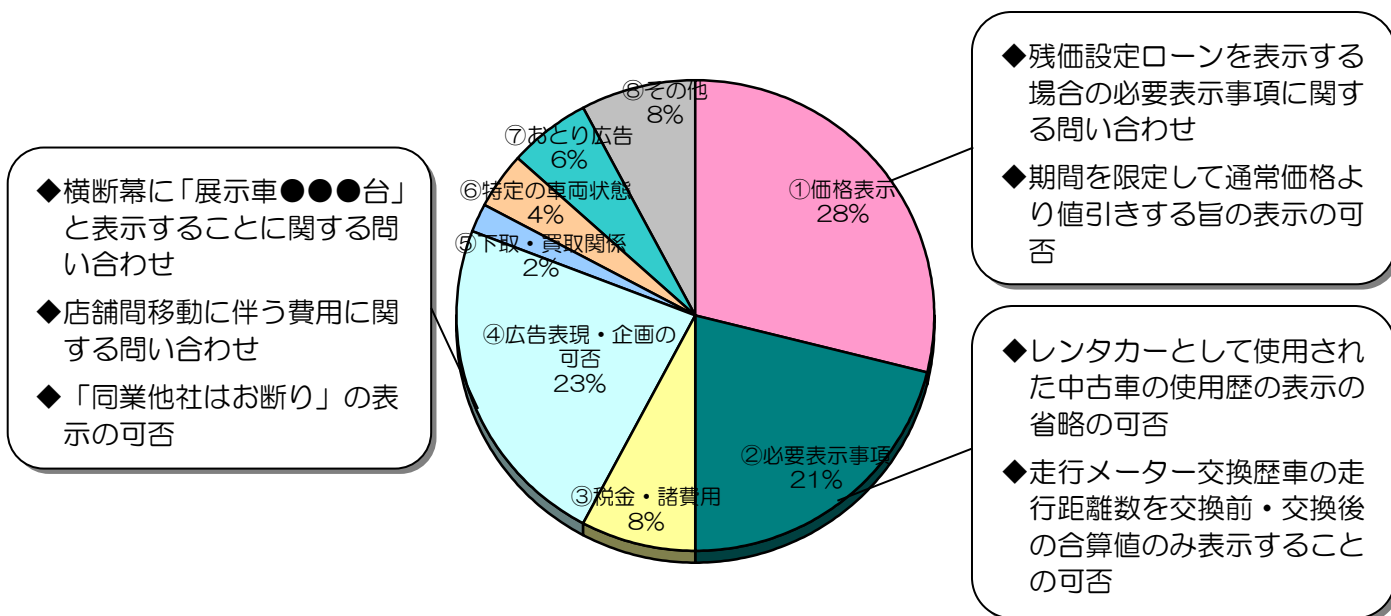
#### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	15	28.8%	③税金・諸費用	4	7.7%
表示方法	1	1.9%	税金	3	5.8%
値引き表示	3	5.8%	諸費用・その他	1	1.9%
支払総額	2	3.8%	④広告表現・企画の可否	12	23.1%
割賦・リース	6	11.5%	広告表現の可否	8	15.4%
その他	3	5.8%	企画の可否	2	3.8%
②必要表示事項	11	21.2%	抽象的な問い合わせ	2	3.8%
走行距離数	3	5.8%	⑤下取・買取関係	1	1.9%
保証の有無	2	3.8%	⑥特定の車両状態	2	3.8%
定期点検整備実施状況	0	0.0%	⑦おとり広告	3	5.8%
その他（使用歴等）	6	11.5%	⑧その他（限定等）	4	7.7%
			合計	52	100%

#### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	3	37.5%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	2	25.0%	その他	3	37.5%
			合計	8	100%

#### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例

Q. 走行メーターが交換された中古車を仕入れたのですが、走行メーターの交換前・交換後の走行距離数を記載した点検整備記録簿等の帳票類が備え付けられてない場合、チラシ広告等に走行メーター交換歴車と表示することはできますか？

A. 規約上、走行メーター交換歴車とは、走行メーターの交換時点における交換前・交換後の走行距離数、交換実施事業者、交換実施年月日が記載された点検整備記録簿等の帳票類が備え付けてあり、かつ、同様の項目が記載された「走行距離計交換歴車シール」が貼付されている中古車をいいます。走行メーターは交換されているが、交換前・交換後の距離数等が記載された帳票類等がない場合は、「走行メーター改ざん歴車」として取り扱うこととなります。

走行メーター改ざん歴車を広告やプライスボードに表示する場合、走行メーターに示された走行距離数は表示することはできず、「改ざんされている」旨（「改ざん歴車」等）を表示しなくてはなりません。また、その旨を表示せず、「？」や「走行不明」等と表示することもできません。

[\[走行距離の表示についてはこちらをご参照下さい\]](#)

Q. 走行メーター交換歴車をチラシ広告に掲載する場合、走行メーター交換歴車である旨と、走行メーターの交換前・交換後の合算した走行距離数のみを表示すればいいですか？

A. 走行メーター交換歴車の走行距離数を広告やプライスボードに表示する場合、走行メーターの交換前・交換後の走行距離数の合算値のみを表示することはできません。規約上、走行メーター交換歴車を表示する場合は、以下の項目を表示する必要があります。

- ①走行距離計が交換されている旨
- ②交換前の走行メーターの表示値
- ③交換後の走行距離数

これらを表示した上で合算の走行距離数を表示することはできます。

[\[具体的な表示例についてはこちらをご参照下さい\]](#)

Q. チラシ広告の場合、使用歴の表示は省略することができると聞いたのですが、過去にレンタカーとして使用されていた車両をチラシ広告に掲載する場合、レンタカーとして使用されていたことを表示しなくていいのですか？

A. 規約上、広告において使用歴（自家用、営業用、レンタカー、その他の別）の表示を省略することができるのは「自家用」として使用されていた場合のみで、それ以外の場合は省略することはできません。したがって、過去に一度でもレンタカーとして使用されていた場合は、使用歴は『レンタカー』と表示して下さい。

[\[使用歴（自家用、営業用、レンタカー、その他の別）の表示方法についてはこちらをご参照下さい\]](#)